

悲しい居場所

今月（8月）6日、群馬県桐生市において、市立黒保根中学校体育館の耐震・改修工事の作業中、アルバイトをしていた中学3年生の石井誠人さんが壁の下敷きになって死亡するという、痛ましい事故が発生しました。

解体工事の下請け業者として工事に携わっていた平澤建設は、8年ほど前から20人の中学生を雇っていたといます。この中学生たちは、いずれも足利市内の中学生で、同社は空き缶やペットボトルなどのリサイクル品の分別作業に従事させていました。石井さんも6月以降、リサイクル品の分別作業を担当していましたが、事故当日は人手不足のため、建設現場でがれきの片付けなどの作業を行っていたとのことでした。

平澤建設の社長は「本人や親、学校の希望があった。学校になじめない子には居場所がなく、社会貢献のつもりだった」と話しており（8月15日付朝日新聞）、雇っている中学生には約5000円の日当を払っていました。会社が中学生に日当を支払っている事は、学校も把握していたようです。

石井さんが、仲間と楽しく学んだり遊んだり出来たはずの学校にではなく、危険だけれど大人達と混じって働く場所にしか居場所を見いだせなかったとすれば、悲しく感じます。

群馬県警桐生署と桐生労働基準監督署は、違法な年少者雇用が日常化していた疑いもあるとみて調べています。

中学校側では「不登校や学校生活になじめない生徒本人や親から申し出があり、職場体験という事にして認めていた」としています。

年少者の雇用については、先般、東京電力でも、昨年5月から6月にかけて福島第一原発事故の収束作業を行った際、当時16歳の少年がその現場で働いていたことが分かったと発表しています。この少年は、東京電力の下請け会社が、少年の親族からの依頼もあり、未成年であることを承知の上で雇っていたものです。

労働基準法は、年少者を建設現場など危険な作業への就労を禁じているにもかかわらず、法の網を潜るようにして今回のような問題が生じる事は、誠に遺憾です。

中学生を雇い入れた企業側は、労働基準法の年少者の就労制限を知らないは

ずはなく、「親などから頼まれたので雇った」というのを免罪符にしているのではないかといわざるを得ません。

特に、子ども達を守るべき学校の法律に対する認識の甘さは、批判されて然るべきだと思います。

ただ、学校の対応を批判するだけでは済まない問題を、今回の桐生市で発生した事故は示しています。

特に大きな問題は、不登校や学校になじめない子ども達にとって、居場所となるべき場所は何処かという事です。

どうしても学校には足が向かない、無理をすれば子どもの負担が大きくなり、かえって子どもの成長の妨げになるというケースが現実にあります。

学校に通えないならフリースクールでというような対応も一つの選択ではありますが、子ども自身が早く社会に出て働きたいと考えているのなら、各企業の協力をいただきながら、大人に交じって就業体験を積むという選択肢を否定すべきではありません。

中学を卒業して就職する子は決して少なくありませんが、高校全入時代の中で彼らは、高校にも行けない「落ちこぼれ」といった評価をされがちです。そうした社会の空気が、折角社会に出て自立しようとする子ども達に劣等感を植え付ける事になりかねません。

高校や大学に行くだけが人生じゃない。「義務教育を終えたら就職して自立する」という選択も有り得るという事を、子ども達だけでなく大人達も認識すべきでしょう。そして、中学校では、そうした事も含め適切な進路指導に努めるべきです。

不登校等については様々な原因が考えられますが、「勉強はしたくないので、早く社会に出たい」と考えているような生徒に対しては、企業等とも連携しながら、実際の就職に結びつくような、多様な就業体験の機会を確保することは、効果的だと思います。また、そうした就業体験のコーディネートを通して、不登校の生徒の目を学校に向けさせることも可能になるでしょう。

なお、こうした取り組みが成果を上げるためには、小学校からの発達段階に応じたキャリア教育の徹底が必要です。つまり、勉強したくないから就職する。考えるのが面倒だから就職する。ではなくて、自分の人生設計として就職する。就職についても、そういう積極的な選択を子ども達にはしてほしいと願っています。

中学校の段階で、多様な就業体験を取り入れる事は、学校や企業側にとって負担が大きくなるのが考えられますが、私は、「子ども達を一人前の人間として社会に送り出す」という使命を果たす上で、学校としてまだまだ取り組む余地がある筈だと考えています。(塾頭 吉田 洋一)